

平成28年度 新たな木材需要創出総合プロジェクト事業のうち都市の木質化等に向けた新たな製品・技術の開発・普及事業
「CLTを活用した先駆的な建築物の建設等支援事業(通称:CLTを活用した建築物等実証事業)」
の募集について(追加)

木構造振興(株)
(公財)日本住宅・木材技術センター

事業の概要

新たな木材需要創出総合プロジェクト事業は、木材利用が低位な都市部の建築物等における木質化を推進するための製品・技術の開発・普及や、木造建築物・木製品・木質バイオマスなど様々な分野での地域材利用の拡大に対して総合的に支援し、林業の成長産業化の実現を図ることを目的としています。この観点から、本事業はCLTを活用した建築物の設計・建築等の実証についての提案を募り、その過程により、新たな発想等を引き出すとともに、普及のための課題点やその解決方法を明らかにし、具体的な需要につなげることを目的としています。

木構造振興(株)と(公財)日本住宅・木材技術センターは、募集要領に基づき共同でCLTを活用した建築物の設計・建築等の事業を募集し、実証性の高い優れた提案を選定します。実証事業の実施に当たっては、木構振が別に定める助成金交付規程によりその事業経費の3/10を上限に助成を行います。

対象事業等

※ 詳細については住木センターHP (<http://www.howtec.or.jp/>) から募集要領をダウンロードしてください。

1. 公募する事業内容

CLTを活用した建築物の設計・建築等を対象とします。また、提案される事業は、次の全ての要件に該当するものであることが必要です。

(1) CLTを活用した建築物を建築もしくは設計すること。なお、次の項目についても該当範囲内とします。

- ア. CLTを部分的に利用するもの。
- イ. 工作物等を建築するもの。
- ウ. 建築予定のものであって、建築場所や資金計画等が明確になっているもの。

(2) 実証する項目が明確であるもの。
(3) 提案した事業内容が、平成29年2月末までに完了できるもの。

2. 応募資格者

応募者は、建築主を基本とします。実証する事業内容が建築物の建築に至らない提案は、提案内容を主体的に実施する者であって事業経費を負担する者とします。

3. 公募する事業の種類

公募する実証事業の種類は次のいずれか(組み合わせても可)とします。ただし、本事業で実証する内容を明確にし、その該当部分についてのみを助成対象とします。

- (1) 建築物の建築実証
例) CLTを利用した建築物を建築することにより、施工方法の課題等を検討・確認するもの。
- (2) 建築物の設計実証
例) CLTを構造体として使用する建築物を設計するために、CLT関連告示による仕様を実践、確認するもの
- (3) 部材の性能実証等
例) CLTを利用した建築物を設計するために必要な構造、防耐火、遮音、断熱、耐久性等の性能試験を行うもの。施工後の遮音、温熱環境等の性能確認試験を行うもの。

4. 事業規模

本事業規模は助成額(国庫補助金額)として12,500,000円を予定しています。採択事業数の目安は1~2件程度としています。

5. 提案事業公募期間

平成28年8月17日(水)~平成28年9月7日(水)16時(書類必着)

事業の流れ(応募者および実施者の主な手続き)

「CLTを活用した建築物等実証事業検討委員会」での審査を経て採択者を決定します。書類審査の他、ヒアリングを行うことがあります。

